

「第4期徳島県鳥獣被害防止対策基本方針（案）」の概要

1 目的

令和3年6月に改正された「鳥獣被害防止特措法」や「鳥獣保護管理法」に基づき、県が新たに策定する「第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画」を踏まえ、県関係部局と関係団体で構成する「徳島県鳥獣被害防止センター」が鳥獣被害防止対策を総合的に推進するための基本的な方針を策定する。

2 実施期間

令和4年4月～令和9年3月（5年間）

3 基本目標

県民が鳥獣被害の減少を実感でき、農林水産業が発展することを目指して、野生鳥獣の「捕獲と利用」の一層の推進を図る。

＜基本目標（令和8年度）＞

農業被害程度が深刻又は大きい集落の割合を15%以下

4 基本方針のポイント

- (1) 捕獲対策の一層の強化
 - ・「第13次鳥獣保護管理計画」等に基づく捕獲の推進
 - ・県、市町村、関係団体等との連携強化による「広域捕獲」の推進
 - ・生息状況調査等に基づく効果的で効率的な捕獲の展開
- (2) 集落ぐるみの持続可能な防護対策の推進
 - ・集落ぐるみで取り組む「侵入防止柵の整備」、「集落環境整備」、「追い払い」などの総合的な防護対策の推進
 - ・地域内外の多様な人材との「協働」による鳥獣害に強い集落づくり
- (3) 多様な担い手の確保・育成
 - ・県及び市町村の鳥獣被害対策実施隊への多様な人材の活用推進
 - ・狩猟の社会的役割や魅力の発信等による若手狩猟者の育成・確保
- (4) 新技術等を活用した被害対策の展開
 - ・IoT・ICT等の新技術を活用した被害対策の推進
 - ・侵入防止柵や植林木を守る食害防止チューブ等の対策推進
- (5) 捕獲鳥獣の活用と消費拡大
 - ・安全・安心な「阿波地美栄」の供給拡大
 - ・「阿波地美栄」ブランド力向上と消費拡大の推進

5 主な活動目標（5年後）

	R 2	→	R 8
・市町村等と連携した広域捕獲等地区数（累計）	1地区	→	12地区
・「被害ゼロ集落」のモデル育成数（累計）	48集落	→	90集落
・「40歳未満」の狩猟免許所持者数（累計）	384人	→	420人
・IoT等技術を活用した捕獲機器導入数（累計）	206台	→	500台
・ジビエ処理加工施設での処理頭数	1,121頭	→	2,000頭

6 素案からの主な修正点

- ・基本目標「農業被害程度が深刻又は大きい集落の割合を15%以下」に農業被害についてのアンケート方法を具体的に記載

7 今後のスケジュール

- ・「最終案」作成 令和4年 2月
- ・策定・公表 令和4年 3月